

「奈良県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」  
に係る改正主旨

こども家庭課

1. 主な改正理由及び内容

「『ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて』の一部改正について」(令和6年7月4日付けこ支家第336号)において、住宅支援資金にかかる以下の内容について改正されたことに伴い、県要綱についても改正するものである。

○「第3 貸付対象」について【対象拡充】

- ・貸付対象者について、「児童扶養手当の支給を受けている者」を原則とし、「児童扶養手当支給水準の世帯」を例外として運営上認めていたが、後者についても対象者に含めることを明文化した。
- ・さらに、「児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者」についてもその対象とすることとした。
- ・関連する規定の整備(文言の補正)  
※判定方法については別紙を参照

○「第10 返還の債務の当然免除」について【文言整備】

- ・返還免除の対象条件にかかる規定の整備(文言の補正)

○「第13 返還の債務の履行猶予」について【文言整備】

- ・以下による就職または転職等をし、引き続き就業している間についても、返還の債務の履行猶予(裁量猶予)の対象とすることを明記した。
  - 現に就業していない者が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職
  - 現に就業している者が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等
- ・返還の債務の履行猶予の対象条件等にかかる規定の整備(文言の補正)

○その他、規定の整備【文言整備】

2. 施行期日

この要綱は令和6年12月16日から施行し、令和6年8月1日から適用する。